

○那須塩原市議会議員の資産等報告書の閲覧に関する要綱

平成27年 8 月 6 日議会告示第 1 号

那須塩原市議会議員の資産等報告書の閲覧に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、那須塩原市議会議員政治倫理条例（平成27年那須塩原市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条第 4 項の規定による資産等報告書の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧請求者)

第 2 条 条例第 5 条第 4 項の市民は、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により那須塩原市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(閲覧場所)

第 3 条 条例第 5 条第 4 項の資産等報告書（以下「報告書」という。）の閲覧場所は、那須塩原市役所議会事務局とする。ただし、閲覧人数が多い場合には、議会委員会室等で行うものとする。

(閲覧期間)

第 4 条 市民は、条例第 8 条第 2 項の規定により那須塩原市議会政治倫理審査会が審査報告書を議長に提出した日の翌日から 5 年間に限り報告書を閲覧することができる。

(閲覧時間)

第 5 条 報告書の閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

(閲覧業務を行わない日等)

第 6 条 閲覧業務を行わない日は、那須塩原市の休日を定める条例（平成17年那須塩原市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日に当たる日とする。

2 前項に定めるもののほか、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第 7 条 報告書の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は、資産等報告書閲覧請求書（別記様式）に必要な事項を記入し、議長に提出しなければならない。

(閲覧方法)

第 8 条 閲覧者は、議会事務局の職員（以下「職員」という。）の指示に従い、報告書を閲覧しなければならない。

2 閲覧者は、閲覧を終了したときは、速やかに職員に報告書を返却しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第9条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) カメラ、コピー機器等により報告書を複写しないこと。
- (2) 危険物又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを閲覧場所に持ち込まないこと。
- (3) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙その他他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 報告書は、第3条に規定する閲覧場所以外に持ち出さないこと。
- (5) 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆の行為をしないこと。
- (6) その他職員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第10条 議長は、閲覧者が前条の規定に違反すると認めるときは、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この告示は、平成27年8月6日から施行する。

別記様式 (第7条関係)

別記様式（第7条関係）

資産等報告書閲覧請求書

那須塩原市議会議員 様

住所 _____

氏名 _____ ⑩

那須塩原市議会議員の資産等報告書の閲覧に関する要綱の規定により、次のとおり資産等報告書の閲覧を請求します。

閲覧を希望する日	年 月 日 ()
閲覧を請求する議員名	
閲覧を希望する年度	
備 考	

受付番号	
閲覧開始時刻	時 分
閲覧終了時刻	時 分
受付担当者	